

大隅定住自立圏の形成に関する変更協定書

鹿屋市（以下「甲」という。）と大崎町（以下「乙」という。）は、平成21年10月7日に締結した大隅定住自立圏の形成に関する協定書を次のとおり変更する。

別表第1のアの1の項を次のように改める。

<p>1 初期救急医療体制の維持・確保</p>	<p>圏域の救急医療体制を維持・確保するため、夜間急病センター及び救急医療電話相談センターを設置・運営する。</p>	<p>(1) 夜間急病センター及び救急医療電話相談センターの機能を有する大隅広域夜間急病センターを設置し、必要な経費を負担する。 (2) 大隅広域夜間急病センターの運営に必要な経費を負担する。 (3) 大隅広域夜間急病センターの円滑な運営に資するため、運営協議会を設置・運営する。</p>	<p>(1) 乙の住民の利用に供するため、大隅広域夜間急病センターの運営に必要な経費を受益に応じて負担する。 (2) 甲が設置する運営協議会に参画する。</p>
-------------------------	--	--	---

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成23年1月11日

甲 鹿屋市共栄町20番1号
 鹿屋市
 市長

嶋田芳博



乙 曾於郡大崎町仮宿1029番地
 大崎町
 町長

東 靖弘

